

議案第 9 4 号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 2 年 12 月 23 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

新型コロナウイルス感染症対策業務に係る感染症等防疫作業手当の特例について定めるため、この条例を制定しようとするものであります。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和 43 年羽曳野市条例第 446 号)の一部を次のように改正する。

附則第 1 項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第 2 項に見出しとして「(職員の特殊勤務手当に関する条例の廃止)」を付する。

附則に次の見出し及び 2 項を加える。

(感染症等防疫作業手当の特例)

- 3 職員が、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。以下同じ。)から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業のうち、新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者(以下「新型コロナウイルス感染症患者等」という。)に接して行う作業又はこれに準ずる作業であって市長が定めるものに従事したときは、感染症等防疫作業手当を支給する。この場合において、第 4 条の規定は適用しない。
- 4 前項の手当の額は、作業に従事した日 1 日につき 1,000 円(新型コロナウイルス感染症患者等の身体に接触して行う作業に長時間にわたり従事した場合にあっては、1,500 円)とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(羽曳野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 羽曳野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年羽曳野市条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の特例)

- 5 特殊勤務手当条例附則第 3 項に規定する作業に従事したパートタイム会計年度任用職員には、同項及び同条例附則第 4 項の規定の例により感染症等防疫作業手当に相当する報酬を支給する。この場合において、第 9 条の規定は適用しない。

職員の特殊勤務手当に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>附 則 (<u>施行期日</u>)</p> <p>1 省略 (<u>職員の特殊勤務手当に関する条例の廃止</u>)</p> <p>2 省略 (<u>感染症等防疫作業手当の特例</u>)</p> <p>3 <u>職員が、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。以下同じ。))から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業のうち、新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者(以下「新型コロナウイルス感染症患者等」という。)に接して行う作業又はこれに準ずる作業であって市長が定めるものに従事したときは、感染症等防疫作業手当を支給する。この場合において、第4条の規定は適用しない。</u></p> <p>4 <u>前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき1,000円(新型コロナウイルス感染症患者等の身体に接触して行う作業に長時間にわたり従事した場合にあっては、1,500円)とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1 省略</p> <p>2 省略</p>

羽曳野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>附 則 1～4 省略 <u>(パートタイム会計年度任用職員の報酬の特例)</u> 5 <u>特殊勤務手当条例附則第 3 項に規定する作業に従事したパートタイム会計年度任用職員には、同項及び同条例附則第 4 項の規定の例により感染症等防疫作業手当に相当する報酬を支給する。この場合において、第 9 条の規定は適用しない。</u></p>	<p>附 則 1～4 省略</p>